

令和8年度 宗像市会計年度任用職員（元気な島づくり課）募集案内

1 応募受付期間 令和8年1月20日（火）～令和8年1月30日（金）

2 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
2人	市営渡船事業の事務補佐等（神湊港渡船ターミナル）
2人	市営渡船事業の事務補佐等（大島港渡船ターミナル）

3 勤務条件

（1）神湊港渡船ターミナル

任用期間	令和8年4月1日 から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度も任用を行うことがあります。
勤務日	週2～3日 ※原則、月曜日～金曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1～3日までは休み
勤務時間	① 4月～8月まで 9：15～16：30 ② 9月～令和9年3月まで 9：00～16：00 一週間あたり20時間未満（45分の休憩あり）
勤務場所	神湊港渡船ターミナル
報酬	勤務一時間あたり1,200円
諸手当	費用弁償（通勤手当相当） ※給与関係の条例、規則の定めるところによる
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与
社会保険	なし
公務災害 労災	労災あり
服務	・ 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・ 給与等支給日 毎月15日（15日が土日祝日の場合は、直前の営業日に支給） ・ 健康診断なし

（2）大島港渡船ターミナル

任用期間	令和8年4月1日 から令和9年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、翌年度も任用を行うことがあります。
------	---

勤務日	週 2～3 日 ※原則、月曜日～金曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1～3 日までは休み
勤務時間	① 4 月～8 月まで 9：00～16：15 ② 9 月～令和 9 年 3 月まで 9：00～16：00 の間に、一週間あたり 20 時間未満（45 分の休憩あり）
勤務場所	大島港渡船ターミナル
報酬	勤務一時間あたり 1,200 円
諸手当	費用弁償（通勤手当相当） ※給与関係の条例、規則の定めるところによる
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与
社会保険	なし
公務災害 労災	労災あり
服務	・ 地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 （服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・ 給与等支給日 毎月 15 日（15 日が土日祝日の場合は、直前の営業日に支給） ・ 健康診断なし

4 受検資格

必要資格	パソコン（ワード・エクセル）の操作ができる人
その他	下記に該当する人は試験を受けることができません。 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・ 宗像市として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人 ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人 ※地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

5 選考試験の実施日・試験方法

実施日	令和 8 年 2 月 19 日（木）、20 日（金） ※申し込み締切後、詳細日時は直接本人に連絡
試験内容	面接試験：職務適性、コミュニケーション能力等を評価するための試験 ※上記試験の結果を総合的に勘案して合否を決定します。

6 合格発表

令和8年2月末までに連絡します。

※可否結果について、電話による問い合わせにはお答えできません。

7 応募方法

(1) 提出書類

履歴書・職務経歴書（市販様式で可）

(2) 提出方法及び提出期限

持参または郵送による（いずれの場合も令和8年1月30日必着）

(3) 提出先

〒811-3501 宗像市神湊 487 番地 51 神湊港渡船ターミナル2階

宗像市産業振興部元気な島づくり課

※提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

8 個人情報の取り扱いについて

応募書類に記載された個人情報については、本試験及び任用手続きに必要な範囲内で利用します。

9 その他

試験に合格し採用となった場合、地方公務員法の規定に基づき、すべて条件付採用となります。採用後、1ヶ月（1ヶ月の勤務日数が15日に満たない場合は勤務日数が15日を経過するまで）を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

【問い合わせ先】
宗像市産業振興部元気な島づくり課渡船係
担当：中村
電話：0940-62-3592